

令和6年度 医療労務 管理実務者セミナー

医師の働き方改革について

千葉県健康福祉部医療整備課

医師の働き方改革について～説明の流れ～

1. 医師の働き方改革施行後調査について（全医療機関対象）
2. 特定対象医師の見込み時間外・休日労働時間の状況調査について（特定労務管理対象機関のみ）
3. 保健所による立入検査実施状況
4. その他

医師の働き方改革施行後調査

概要

○R6.4月からスタートした医師の働き方改革について、
上限規制適用後の各医療機関や地域医療体制の実態調査

○対象：病院、有床診療所、
夜間休日急病診療所・休日急患診療所
(回答率：約53%(233施設) ※11/22時点)

○調査項目

- ・大学等の医療機関から派遣されている医師の働き方改革に関連した引き揚げの状況
- ・自施設の救急医療、周産期医療、その他の医療提供体制への影響

等の項目

医師の働き方改革施行後調査

主な影響

- 大学等の医療機関から派遣されている医師の働き方改革に関連した引き揚げ（派遣医師数の減少）の状況

「派遣元医療機関からの派遣医師数が減少した」と回答

→約5%（回答数233施設中12施設）

県では、大学病院等の医療機関が医師の派遣を継続できる環境を整え、更なる医師の派遣引き揚げを防止するため、派遣元医療機関に対する支援制度を本年10月に創設し、運用を開始した。

医師の働き方改革施行後調査

主な影響

○救急、周産期、救急・周産期以外の医療提供体制について、「診療体制を縮小または縮小予定」と回答した施設

対象	回答数	割合	縮小または縮小を予定している主な内容
救急医療提供体制	16 施設	7%	対応可能な診療科の制限、救急当番日の見直し等
周産期医療提供体制	4 施設	4%	ハイリスク妊娠の受け入れ制限、分娩取扱の停止等
救急・周産期以外の医療提供体制	8 施設	3%	外来診療の縮小、手術症例の制限等

○上記のうち「地域の医療提供体制の確保は困難となる見込み」と回答した施設

・救急：3施設（1%）

→ 今後の予定：特例水準の指定申請、追加対応は不要と考え対応予定なし、地域の医療機関間での協議を検討

・周産期、救急・周産期以外：なし

特定対象医師の見込み時間外・休日労働時間の状況

概要

○特定対象医師の状況把握

※調査期間を繰り上げて実施（4～9月実績ベース）

○対象：特定労務管理対象機関 25施設（B,C水準）

※R6.9月に指定した3施設を除く

種 別	施設数
B水準	25
連携B水準	5
C－1水準	14
C－2水準	0

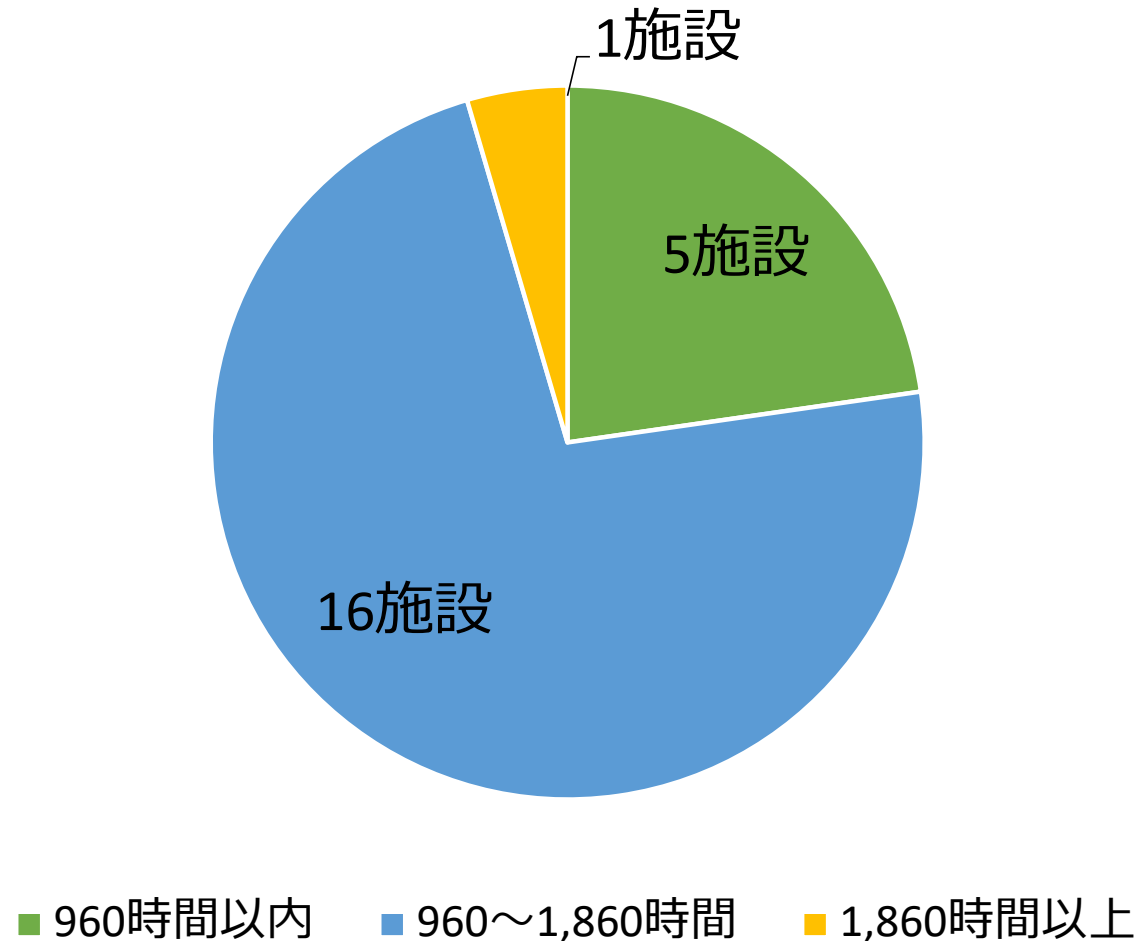
○調査項目

- ・特定対象医師数
- ・特定対象医師の年間の時間外・休日労働時間の平均、最長時間
- ・特定対象医師の年間の時間外・休日労働時間数960時間超～1860時間の見込み人数、平均時間

特定対象医師の見込み時間外・休日労働時間の状況

(B水準：25施設)

年間の時間外休日労働時間の最長見込時間※R6.4～9月の実績ベース

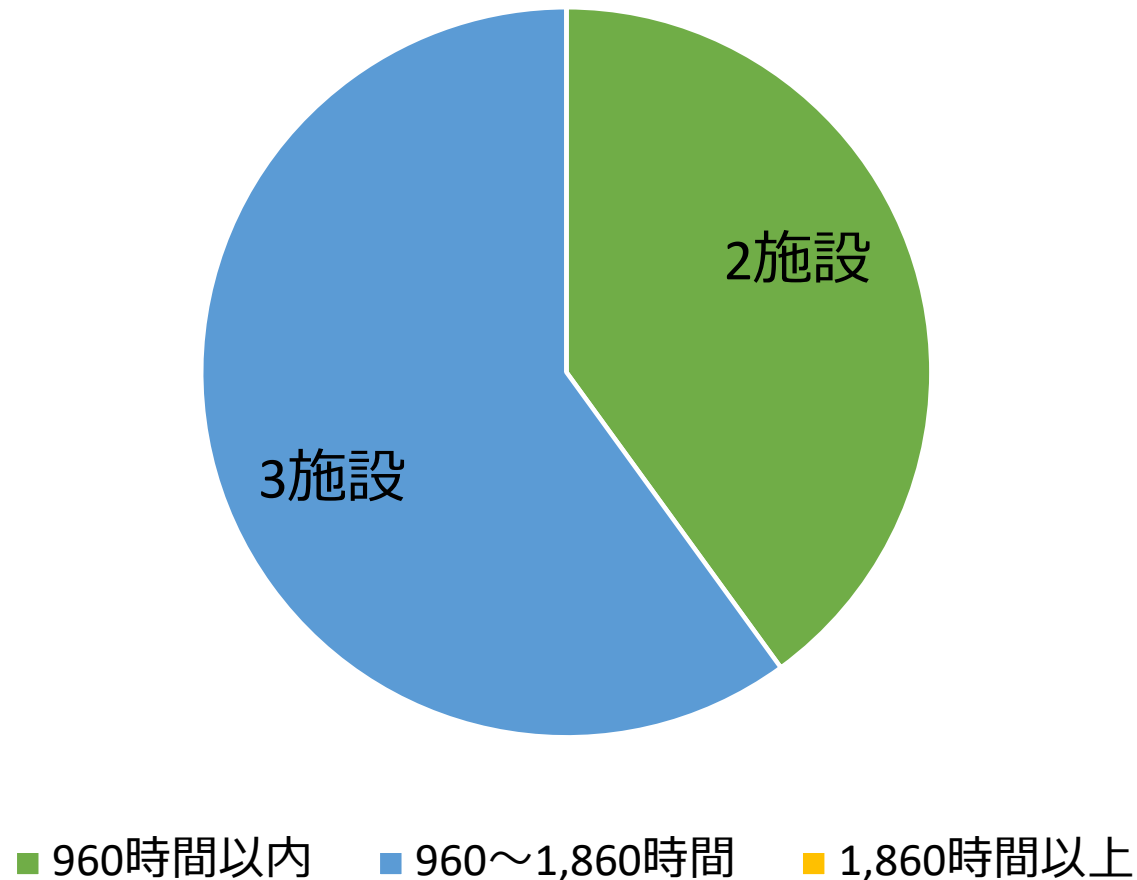


※R6.9月指定の3施設除く。

特定対象医師の見込み時間外・休日労働時間の状況

(連携B水準：5施設)

年間の時間外休日労働時間の最長見込時間※R6.4～9月の実績ベース

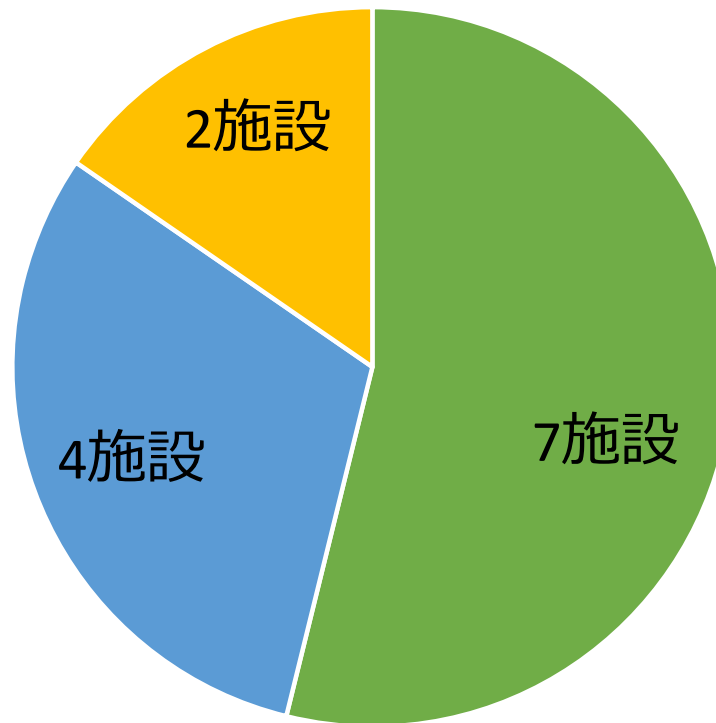


※対象医師がない施設を960時間以内を含む。

特定対象医師の見込み時間外・休日労働時間の状況

(C-1水準：14施設)

年間の時間外休日労働時間の最長見込時間※R6.4～9月の実績ベース

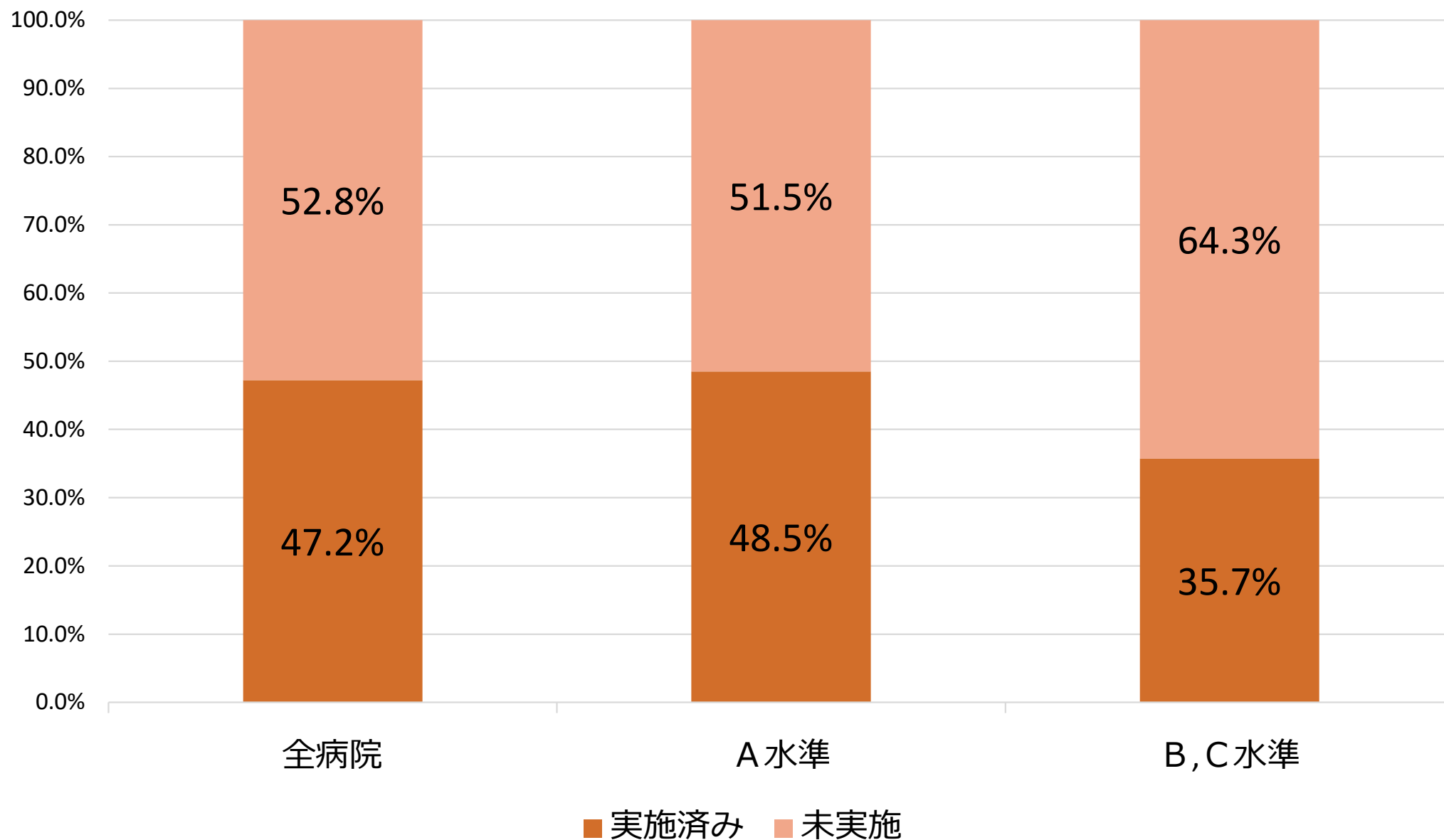


■ 960時間以内 ■ 960～1,860時間 ■ 1,860時間以上

※R6.9月指定の1施設除く。対象医師がない施設を960時間以内を含む。

立入検査の実施状況

※11/12時点



立入検査の実施状況

主な指摘事項

＜面接指導＞ ※全医療機関共通

1. 時間外・休日労働時間が月100時間を超えてから面接指導を実施している。

※例外：A水準で特定の条件を満たせば100時間以上となった後、遅滞なく実施することも可。
B,C水準は例外なし。

2. 時間外・休日労働時間が月155時間を超えた場合に必要な就業上の措置が記録されていない。

＜勤務間インターバル・代償休息＞ ※B,C水準のみ

3. 必要なインターバルが確保されていない。

参考：千葉県ホームページ「**追加的健康確保措置の履行状況の確認について**」

千葉県 追加的健康確保措置

検索

立入検査で指摘を受けた場合の対応

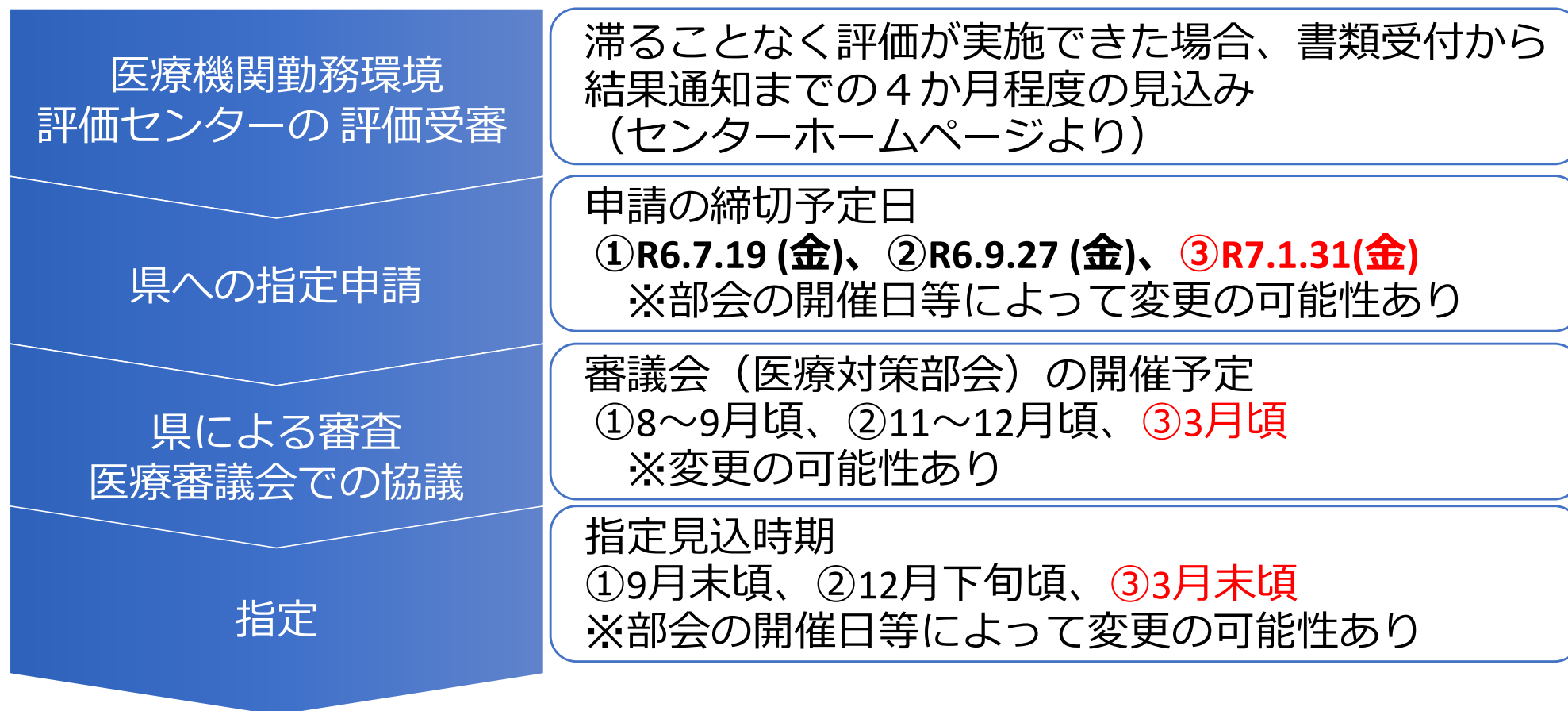
- 医療法に定められた対応を行っていない場合、保健所から改善指導を行います。
- 改善指導に当たっては、**必要に応じて、医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるように指導**することがあります。なお、その場合、**検査結果を医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理相談コーナー**（千葉労働局の委託先）の**担当者に共有**することがあります。
- また、繰り返し改善指導を行っても、改善に向けて必要な措置が講じられない場合、知事名で改善命令を出すことがあります。

※改善命令に違反した場合、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります

【ご案内】 特定労務管理対象機関指定申請スケジュール

今年度の**特定労務管理対象機関**(B、C水準)の**指定**については、**計3回を予定**しています。

指定を希望する医療機関の方は、スケジュールを御確認の上で、**早めに御相談**をお願いします。



三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

三師届・
業務従事者届
のオンライン
届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
 - ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております。
 - ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、厚生労働省ホームページから届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。
- ※ 今年度については、令和6年12月31日現在における業務従事状況等を、令和7年1月15日（水）までに届出をお願いいたします。
- ※ 引き続き、紙による届出も可能です。
- ※ 医師・歯科医師は届出を行わないと、原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いいたします。

千葉県問い合わせ先

・三師届に関すること
健康福祉部 健康福祉指導課
企画情報班

TEL：043-223-2607

・歯科衛生士・歯科技工士に関すること
健康福祉部 医療整備課
医療指導班

TEL：043-223-3884

・看護職員に関すること
健康福祉部 医療整備課
看護師確保推進室

TEL：043-223-3885

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 医療従事者本人が登録または事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

- 医療従事者の方にとってのメリット
 - ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
 - ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。
- 事務担当者の方にとってのメリット
 - ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
 - ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

看護職員 業務従事 者届につ いて



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

看護職員業務 従事者届

提出期限 令和7年 **1月15日** (水)

▶ 看護職員業務従事者届とは？

業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師は2年に一度、12月31日現在の就業状況を翌年1月15日までに就業地の都道府県に届出を行う必要があります。令和6年は届出の該当年です。

▶ 届出方法は？ >>>> いくつかの方法が選べますが、原則オンラインにて届出を行ってください。

* オンラインにて届出を行う

パソコン、スマートフォンを利用してインターネットからの届出が可能です

* 専用の届出用紙を提出する

各保健所にて配布、若しくは千葉県HPよりダウンロードした届出用紙を就業地の保健所へ提出してください

オンラインでの手続きはこちらから

届出の手続きの詳細は厚生労働省HPをご確認ください！

厚生労働省 従事者届

厚生労働省 専用ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujishu-todokede-syz.html



千葉県



医療機関等の管理者・事務担当者、医療従事者の皆様へ

業務従事者届のオンライン届出のご案内

業務従事者届は、従来は、主に紙による届出でしたが、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、厚生労働省の専用サイトで、インターネットによるオンライン届出が可能になりました。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。（前回のIDも使用できます）
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。

オンライン届出のメリット

- **医療従事者の方にとってのメリット**
 - ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
 - ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。
- **事務担当者の方にとってのメリット**
 - ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
 - ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

根拠法令

保健師助産師看護師法（元来、世帯等の国民義務）
保健師助産師看護師法（元来、世帯等の国民義務）
保健師又は助産師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における当該、住所を
第2条 属時に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の1月15日までに、その就業地の都道府県に届出なければならない。
第4条 第1項の規定により届出する者は、50万円以下の罰金に処する。
2. 第3条の規定は第4条から第6条までの規定に違反した者7

千葉県問い合わせ先
健康福祉部 医療整備課
看護師確保推進室
TEL : 043-223-3885

**御清聴ありがとうございました。
不明点等あれば、
お気軽にお問合せください。**

問合せ先

千葉県健康福祉部医療整備課

医師確保・地域医療推進室

d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp